

# 弁護士ドットコム株式会社 御中 採用支援サービス申込書(新規)

裏面の「お申込みに際しての確認事項」を了承し、以下の条件にて人材の紹介を申込みます。  
 なお、本申込みに基づく追加、継続その他の申し込み等は責任者または担当者が行います。

- 太枠内のご記入をお願い致します。
- 請求先は、申込者と異なる場合に必ずご記入ください。

申 込 日	年 月 日		
フリガナ			
会社名 / 事務所名			印
フリガナ			
本社所在地	〒		
	TEL ( )	FAX ( )	
フリガナ			
窓口所在地	※上記と異なる場合のみご記入ください。		
	〒		
	TEL ( )	FAX ( )	
フリガナ			
責任者	役職(所属)	氏名	印
	mail		
フリガナ			
担当者	役職(所属)	氏名	印
	mail		
		請求先	
			<input type="checkbox"/> 本社所在地と同様の場合はチェックをお願いします。
			<input type="checkbox"/> 窓口所在地と同様の場合はチェックをお願いします。
		フリガナ	
		会社名 / 事務所名	印
		フリガナ	
		所在地	〒
			TEL ( ) FAX ( )
		フリガナ	
		責任者	所属 氏名 印
		支払方法	銀行振り込み
		支払規定	毎月末締翌月末支払い・その他(毎月 末締 月 日払)

コンサルティングフィー
年収 × 35%
特記事項

1.応募者の採用を決定し、応募者が入社にかかる承諾を書面または口頭で締結した時点(委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約の場合は当該契約締結時点)で、人材紹介の対価として左記コンサルティングフィー(別途消費税が加算されます)の支払義務が発生します。支払いは、入社日の属する月の末締めで、本申込み記載の支払規定にしたがい、支払います。

2.コンサルティングフィーは、下記初年度理論年収に基づいて算出します。ただし、1年未満の有期雇用契約の場合は契約期間を1年とみなして換算した報酬を初年度理論年収とします。  
 <年俸制の場合>  
 初年度理論年収=「基本年俸+想定業績賞与+その他契約一時金等」  
 ※ただし、「想定業績賞与」は個人業績と組織業績双方に連動するものを含み、前年度平均支給実績をもとに算出します。

<年俸制でない場合>

初年度理論年収=「月額固定給(※1) × 12+年間賞与(※2)+その他契約一時金等」  
 ※1.月額固定給=「基本給+家族手当+住宅手当+役職手当+その他諸手当」  
 (ただし、通勤手当、時間外・休日・深夜労働手当は含まれません。)  
 ※2.年間賞与=「賞与算定基準額 × 前年度実績賞与支給月数」

3.応募者が業務開始後、明らかに応募者の責による解雇もしくは契約解除、または自己都合により退職もしくは契約解除した場合、支払ったコンサルティングフィーの内、下記金額を返還ください。

1ヶ月以内……………コンサルティングフィーの80%  
 1ヶ月超え3ヶ月以内……………コンサルティングフィーの50%

# お申込みに際しての確認事項

## 1.紹介の依頼について

申込者は、本契約期間中、弁護士ドットコム株式会社(以下「弁護士ドットコムキャリア」といいます。))に対して、雇用契約、委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約(以下「雇用契約等」といいます。))の締結を希望する人材の条件(雇用契約締結のあつせんの場合は職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を含みます。以下、これらを総称して「紹介条件」といいます。))ごとに、紹介条件を明示する文書(以下「求人票等」といいます。))を書面または電子メールを利用する方法により交付して、人材の紹介を依頼します。

## 2.紹介内容について

弁護士ドットコムキャリアは、紹介案件に適合可能性がある人材(以下「候補者」といいます。))のうち、申込者と応募・雇用契約等を締結する意思があり、かつ、申込者の社風等紹介条件以外の条件を加味して弁護士ドットコムキャリアが適切と判断した候補者を、申込者に対して紹介します(以下、申込者に紹介した人材を「応募者」といいます。))。

## 3.選考について

(1)申込者は、弁護士ドットコムキャリアが第2項により紹介した応募者を自ら選考を行い、適当と認めた場合には、申込者の責任において当該応募者と雇用契約等を締結します。この際、弁護士ドットコムキャリアは申込者に応募者の選考について適宜必要なアドバイスをを行い、その他の支援を行います。

(2)申込者は(1)に基づき応募者と雇用契約等を締結することを決定した場合、弁護士ドットコムキャリアに対して、直ちに雇用契約等を締結することを決定した事実および初年度理論年収の額を確認する文書を書面または電子メールを利用する方法により交付します。

## 4.申込者の義務について

(1)申込者は、弁護士ドットコムキャリアが応募者を紹介した後に、当該応募者について他の手段により応募があった場合には、弁護士ドットコムキャリアの紹介による応募を優先して取り扱います。また、申込者は、弁護士ドットコムキャリアが紹介した応募者について、既に他の手段により応募があった場合には、直ちに弁護士ドットコムキャリアにその旨通知します。

(2)申込者は、弁護士ドットコムキャリアが応募者を紹介した日より1年間は、当該応募者の選考が終了した後であっても、紹介を受けた応募者と直接連絡を取る場合には事前に弁護士ドットコムキャリアに対してその旨通知するものとします。

## 5.契約条件の確認について

申込者は、第3項(1)に基づき応募者と雇用契約等を締結することを決定した場合には、当該応募者に対して、契約条件を記した書面(雇用契約締結の場合は労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面をいいます。))を申込者の責任において交付し、申込者および当該応募者との間で雇用契約等を締結します。

## 6.差別的取り扱いの禁止について

申込者は第3項(1)に定める選考の際、弁護士ドットコムキャリアが紹介した応募者を性別、年齢その他属性により差別的に取り扱いません。

## 7.応募者の併願について

申込者は、弁護士ドットコムキャリアから紹介した応募者が、他企業に応募する場合があることを確認します。

## 8.応募書類について

申込者は、履歴書・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者が作成するものであり、その内容の真实性、正確性については当該応募者が責任を負うこと、および応募書類に基づく雇用契約等の締結可否の判断は、申込者の責任において行うことを確認します。

## 9.個人情報の取り扱いについて

(1)弁護士ドットコムキャリアは、申込者が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報(以下、「個人情報」といいます。))を申込者に対して開示・提供します。ただし、弁護士ドットコムキャリアは、応募者の病歴、併願状況など、紹介条件に何ら関連のない個人情報については、当該応募者の事前の承諾を得ない限り、申込者に対して開示・提供しません。

(2)申込者は、(1)に基づき弁護士ドットコムキャリアより提供された応募者(雇用契約等の締結に至らなかった者も含みます。))の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、選考の目的の範囲内で利用するものとし、本契約期間中および契約終了後も、選考に直接関与する部門の申込者の役職員以外の第三者に開示または漏洩しません。

(3)申込者は、応募者の選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨弁護士ドットコムキャリアに通知します。この場合、申込者は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じさせます。

## 10.紹介条件等の開示・公開について

申込者は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、申込者が求人票等に記載した紹介条件および一般的に公開されている申込者の企業情報等、弁護士ドットコムキャリアが候補者を募集するために弁護士ドットコムキャリアが運営、提供または指定するインターネットウェブサイト等において開示・公開することに同意します。

## 11.業務提携先への情報開示について

弁護士ドットコムキャリアは、弁護士ドットコムキャリアと業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票等や会社案内など、申込者より入手した情報を開示・提供する場合があります。その際には弁護士ドットコムキャリアの責任のもと、当該人材紹介会社が弁護士ドットコムキャリアと同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督します。

## 12.候補者への開示・提供について

弁護士ドットコムキャリアは、申込者の企業情報のうち、次に定める情報について、候補者に対して開示・提供することができます。ただし、申込者が提供する情報のうち、申込者が候補者に対して開示・提供を希望しない旨を事前に指定した情報については、この限りではありません。

- ①求人票等のほか、申込者から提供された情報
- ②弁護士ドットコムキャリアが独自に収集した情報

## 13.守秘義務について

(1)申込者および弁護士ドットコムキャリアは、相手方から秘密である旨明示のうえ受領または開示を受けた情報(以下「機密情報」といいます。))を、本契約期間中および契約期間終了後も、第三者に開示または漏洩しません。ただし、監督官公庁または法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではありません。

(2)個人情報を除き、(1)にかかわらず次のいずれかに該当するものは機密情報にあたりません。

- ①受領時に、既に公知であったもの
- ②開示後、受領者の責に帰さない事由により公知となったもの
- ③開示の時、受領者が既に保有していたもの
- ④第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- ⑤機密情報を使用することなく受領者が独自に開発したもの

## 14.損害賠償について

申込者および弁護士ドットコムキャリアは、本契約に基づき行われる人材の紹介に関連して紛争が発生した場合には、当該紛争の発生について責任を負う各当事者がその責任と負担により当該紛争を解決するものとし、万一相手方その他第三者に損害が発生した場合には、当該紛争と直接かつ通常の範囲内の損害に限り賠償するものとします。

## 15.違約金について

申込者は、第4項(1)前段および(2)の義務に違反して応募者と雇用契約等を締結しコンサルティングフィーを支払わなかった場合、またはコンサルティングフィーの一部の支払いを不当に免れた場合は、支払うべきコンサルティングフィーに加えて、違約金として本契約に定めるコンサルティングフィーの額の2倍に相当する額を弁護士ドットコムキャリアに支払います。なお、違約金算定に初年度理論年収の額が必要となる場合であって、申込者が当該初年度理論年収の額を明らかにしないときは、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」における給与額および賞与額により算出した年収を初年度理論年収の額とみなします。

## 16.契約期間について

本申込に基づき申込者と弁護士ドットコムキャリアとの間で成立する人材紹介契約の有効期間は、申込日より1年間とします。ただし、追加申込に基づき新たに成立する人材紹介契約の有効期間は新規・継続の申込日より1年間とします。なお、応募者の紹介後に契約内容が変更されたまたは終了した場合であっても当該応募者については紹介時に有効であった契約内容が適用されるものとします。なお、申込者または弁護士ドットコムキャリアが、書面による更新拒絶の意思表示をしない場合には、本契約は有効期間満了の翌日から同一条件をもって1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

## 17.反社会的勢力の排除について

申込者は、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。))に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明します。かかる表明に違反した場合には、意義なく契約解除を受け入れます。

## 18.解除について

申込者および弁護士ドットコムキャリアは、相手方が本契約に違反した場合や本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約期間中においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができます。

## 19.協議・紛争解決について

申込者および弁護士ドットコムキャリアは、本申込に関連して紛争が生じ、協議が整わない場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めてこれを解決することとします。

※法規や公序良俗、弁護士ドットコムキャリア取引基準に反する場合など、弁護士ドットコムキャリアが妥当でないと判断した場合には、お申込みをお受けできない場合があります。